松本市の景観政策

資料１

第１回松本市景観審議会資料（令和５年８月１０日）

松本市建設部都市計画課

目次

１　松本市の景観に関する計画・制度の概要

２　松本市の景観行政のあゆみ

３　松本市景観計画

４　松本市屋外広告物条例

５　パートナーシップによる景観づくり

1　松本市の景観に関する計画・制度

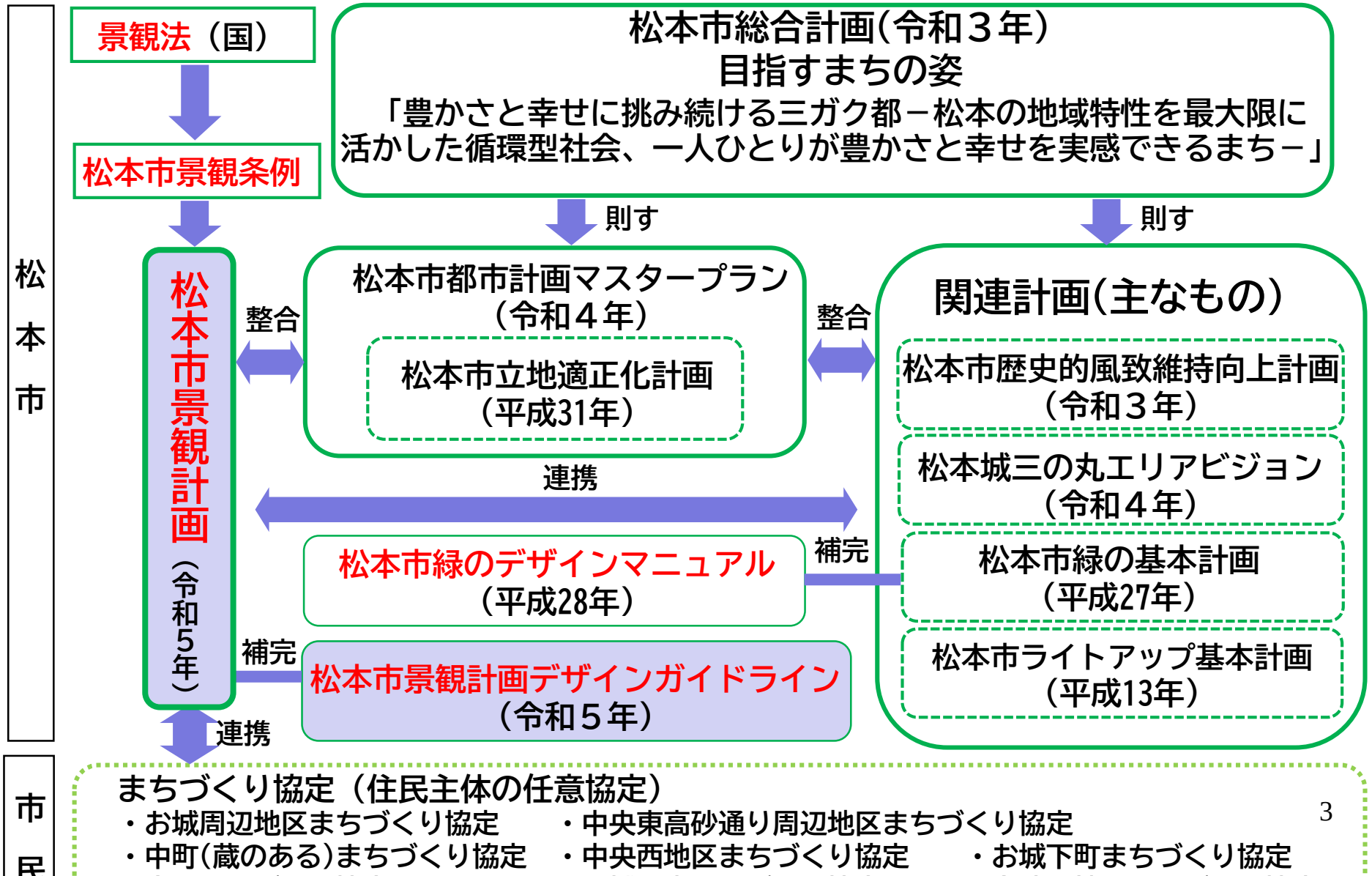

2　松本市の景観行政のあゆみ

平成21年撮影

2　松本市の景観行政のあゆみ（1）

S47　松本城西側に高層マンション計画（27.3m）
　　松本城景観保護審議会を設置
S48　東京大学大谷研究室からの調査報告を受け
「松本城とその周辺の景観保護対策（建築物の高度規制を中心として）」
を景観保護審議会が答申

・松本城内からの北アルプス、美ヶ原の眺望景観を保護するため、松本城周辺地域の建築物等の高さを必要な仰角に基づき区分分け
１０m、１５m、２０mの３段階で規制

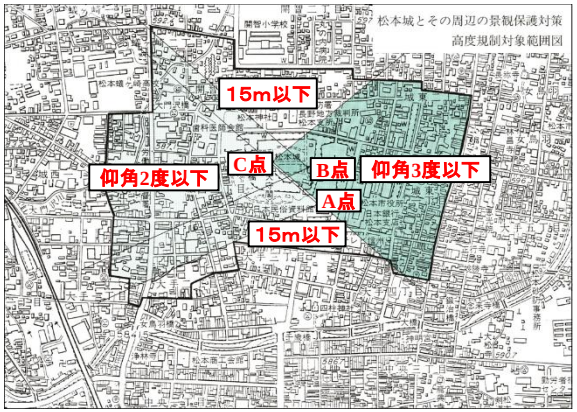

松本城とその周辺の景観保護対策

S63　都市景観形成モデル都市に指定
H 1　都市景観形成基本計画・重点地区景観形成計画
　　建築物・広告物等デザインマニュアル
H 4　松本市都市景観条例の制定
　　大規模建築物等デザインマニュアル
H 6　松本市緑のデザインマニュアル

地方中核都市にふさわしい
風格ある景観づくり

2　松本市の景観行政のあゆみ　(2)

H11　松本城南側に高層マンション計画
　　住民の建設反対運動
　　用地を市が購入することにより計画中止

行政指導には限界

H12　住民による勉強会（中央地区町会連合会）

H13　高度地区を都市計画決定

H14　公共案内サイン基本計画

・松本城本丸及び二の丸を視点とした優れた景観の保護
・松本城天守の存在感保持
・松本城周辺の住環境の保全

景観保護対策に
法的拘束力をもたせる

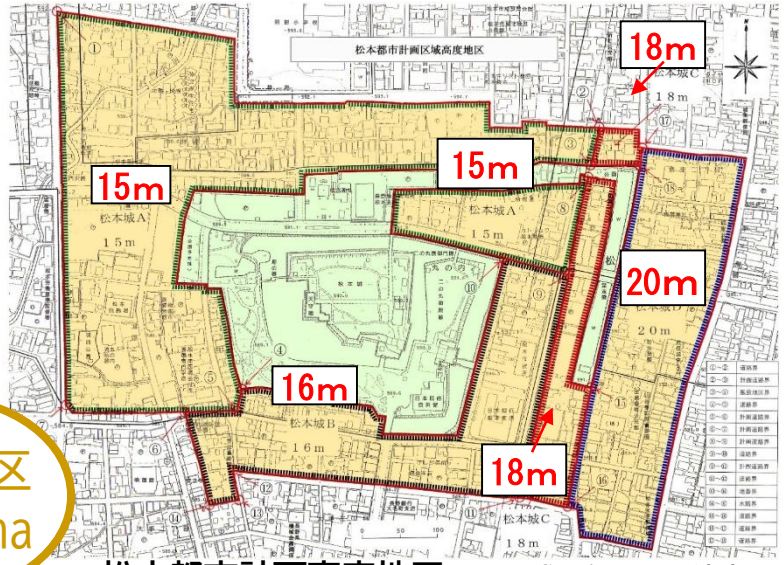

高度地区
約32.6ha

松本都市計画高度地区　　平成13年3月1日決定

2　松本市の景観行政のあゆみ　(3)

H16　景観法の施行

H18　景観行政団体へ（県同意）

・近年の開発需要の増加、松本らしさ喪失の懸念、景観づくりの継続
・市町村合併による広大で景観資源の多い新松本市、観光振興
・景観法に基づく新たな指針や規定が必要

H20　松本市景観計画を策定

景観法による松本市景観条例を施行

景観計画による全市的な高さ制限
（用途地域ごとに規制）

松本市屋外広告物条例を施行

松本市景観計画デザインマニュアル
を作成

景観法に基づく行為の制限

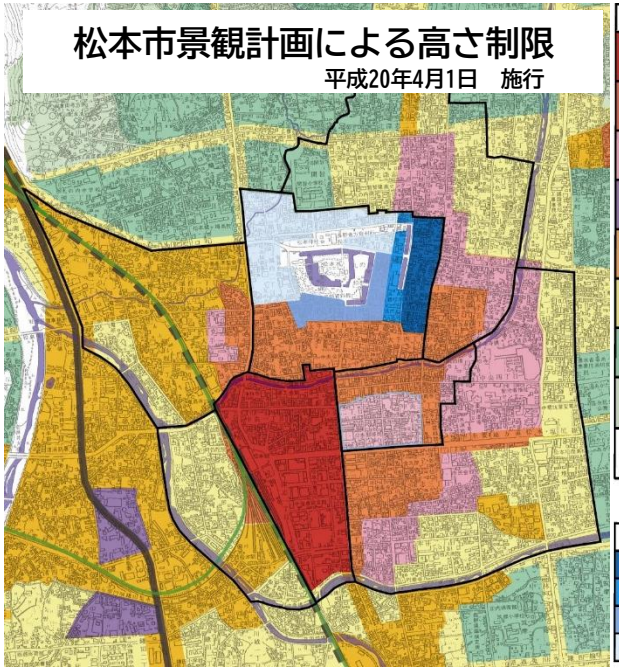

2　松本市の景観行政のあゆみ　(4)

H27　エリアごとに高さ制限を定める手法（定量制限）とともに 景観上配慮すべき事項（景観作法）に照らし多面的に判断する制限（定性制限）も重視

H29　松本市景観条例の改正

H30　景観事前協議制度の施行

・重点的に景観形成を図る区域において、
計画変更が可能な早い段階から、
定性制限による良好な景観形成への誘導

行政・施主・設計者で
地域特性の
共通認識を高め
良好な景観の創造へ

R 5 景観計画改定
デザインガイドライン
改定

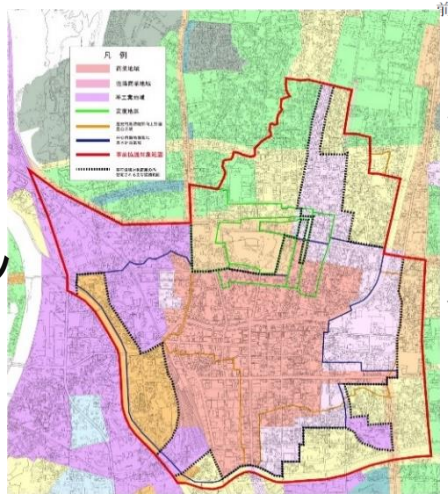

表1　景観事前協議手続きフロー

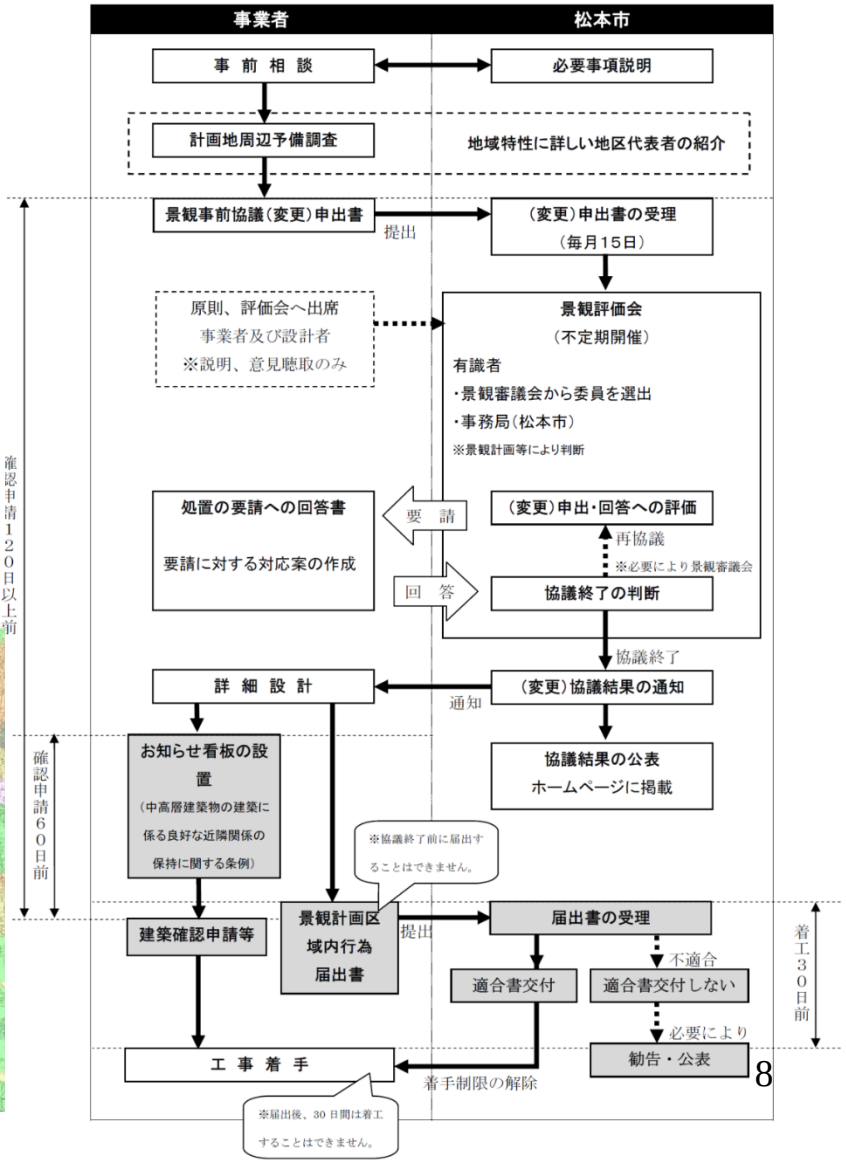

2　松本市の景観行政のあゆみ　(5)

H29　松本城三の丸地区専門部会

①内環状北線（外堀大通り）整備事業

R 2　公園通り再整備専門部会

公園通り

②基幹博物館整備事業

③大手門駐車場平面駐車場整備事業

3　松本市景観計画　基本理念

暮らし・自然・歴史つむぐ、景観都市まつもと

暮らし　暮らし・生活の一部である景観に愛着と誇りをもち

自　然　自然豊かな環境に感謝するとともに

歴　史　先人たちが築いた歴史ある景観に敬意をあらわし

次世代へ引き継ぎます。

3　松本市景観計画　９つの基本方針

①山岳部の景観を守り育てる

②農山村景観を守り育てる

③歴史的景観を守り育てる

④市街地の景観を守り育てる

⑤河川景観を守り育てる

⑥地域にふさわしい道路景観を創出する

⑦落ち着いた住環境を創造する

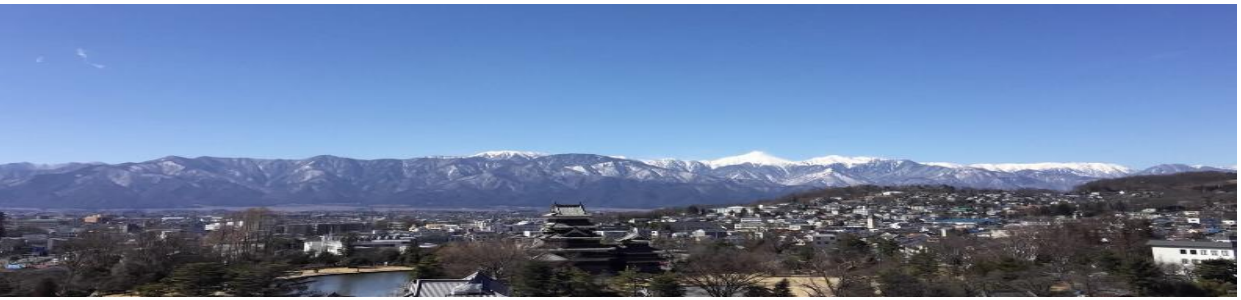

⑧眺望景観を守る

⑨ﾊﾟｰﾄﾅｰｼｯﾌﾟで景観づくりに取り組む

3　松本市景観計画　景観区分

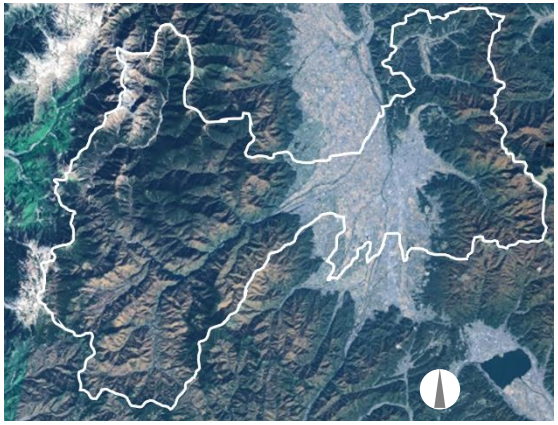

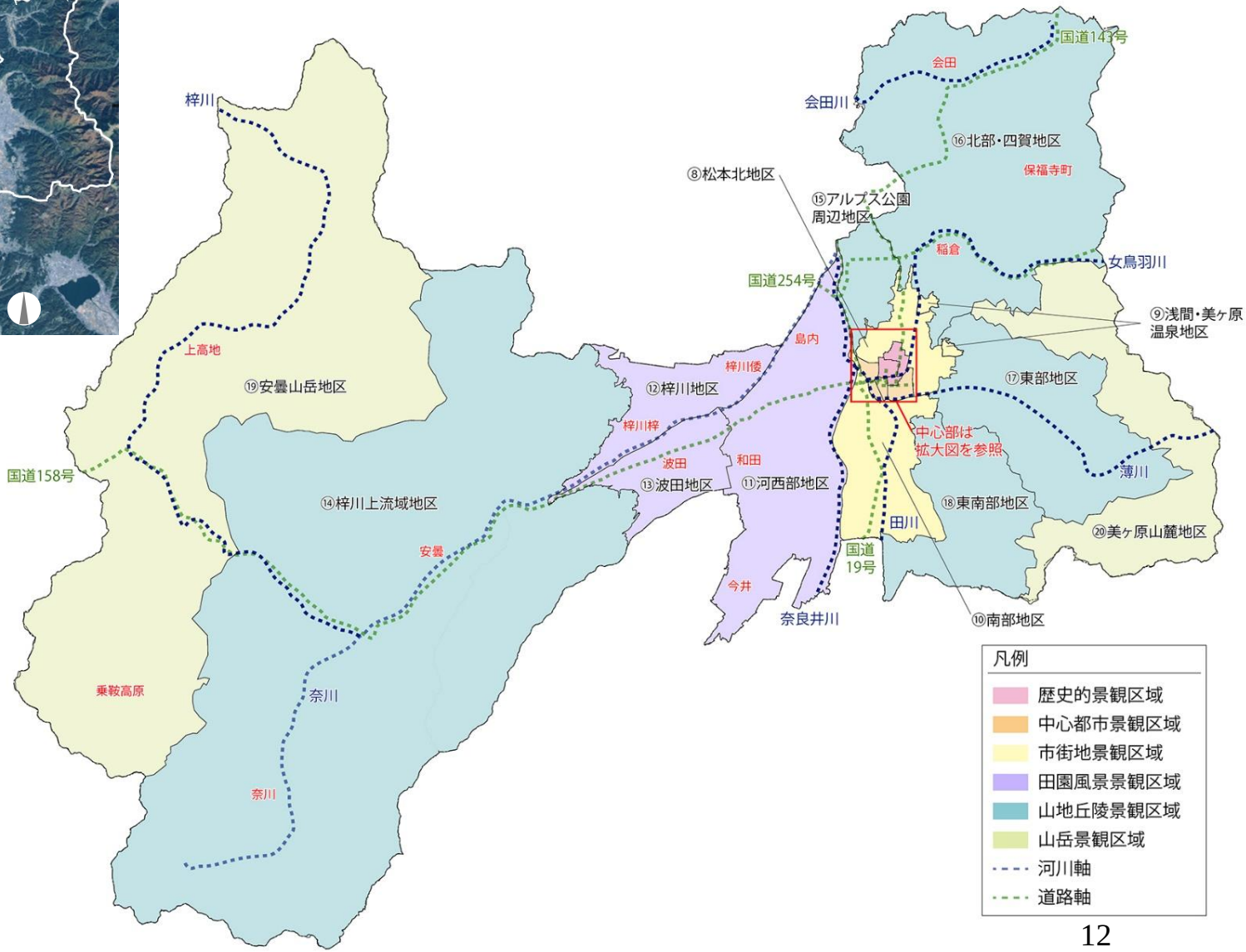

3　松本市景観計画　区分体系

景観区域	景観類型地
歴史的景観区域	①お城地区（重点地区）
	②お城南地区（重点地区）
	③お城東地区
中心都市景観区域	④中央西地区
	⑤中央東地区
	⑥松本駅西地区
	⑦北松本地区
市街地景観区域	⑧松本北地区
	⑨浅間・美ケ原温泉地区
	⑩南部地区
田園風景景観区域	⑪河西部地区
	⑫梓川地区
	⑬波田地区
山地丘陵景観区域	⑭梓川上流域地区
	⑮アルプス公園周辺地区
	⑯北部・四賀地区
	⑰東部地区
	⑱東南部地区
山岳景観区域	⑲安曇山岳地区
	⑳美ケ原山麓地区

景観軸
●河川軸
●道路軸

1　地形構造や都市化、歴史集積等の特徴から6つの景観区域に区分

2　土地利用状況や集落・町丁界等により、20の景観類型地と2つの景観軸に細分し、景観形成目標・景観形成基準を設定

詳細は「松本市景観計画本編」に掲載

3　松本市景観計画　令和５年改定のポイント

①眺望景観への配慮指針の追加　【計画本編：41～61ページ】

松本城等の歴史的建造物や山並み等の眺望を市民共有の財産として守るため、今後新たな建築物や工作物の建設により眺望景観への影響が想定される場所を眺望点として19カ所24点を選定し、眺望点ごとに配慮指針を示しました。

②地域特性を活かした景観形成目標の追加　【計画本編：64～72ページ】

地域特性を景観形成に反映させるため、現行計画の「用途地域・重点地区別」景観形成基準（6地区6分類）に加え、新たに「景観区域・類型地別」の景観形成目標（20地区51分類）を示しました。地域特性に合わせて細分化し、市民や事業者の皆さんにわかりやすい内容にしました。

③景観重点地区の追加候補地を選定　【計画本編：19～20ページ】

現在指定している重点地区の2地区（お城地区・お城南地区）に加え、新たに「松本駅東地区」と「旧開智学校周辺地区」を候補地として選定しました。今後の整備計画と整合を図りながら、景観誘導を具体化していきます。

4　松本市屋外広告物条例（H20～）

目的：屋外広告物の表示・設置にルールを定め、松本らしい良好な景観への誘導を図る

概要：土地利用に応じた屋外広告物の高さ、面積、色彩等を制限

禁止地域

・都市計画法の用途地域　第1・2種低層住居専用地域など

・展望系禁止地域　高速道路沿い、鉄道沿い、河川沿い

許可地域

・禁止地域を除く区域を土地利用に応じ、5種類に区分

基準が緩和

第1種 → 第5種

5　パートナーシップによる景観づくり（1）

景観講座

松本市デザイン学習会（市民団体による活動。H22～）に発し、都市計画課や公民館が事務局となり、
市民と協働で、景観に関する学習・活動の場を創出

公民館活動・社会教育活動を礎に地域づくりを行ってきた松本市の特徴が活かされた取り組み

松本市民の景観に関する意識醸成と法制度による規制・誘導が両輪となって、景観まちづくりを進めていくことができる。

暮らし ⇔ 空間

市民と行政の協働（相互補完）により景観作法の再生・創生

市民の意識醸成 ⇔ 景観制度行政施策

令和4年度に国土交通省都市景観大賞　優秀賞　受賞
（学びによる景観づくりの取り組みが評価されたもの）

5　パートナーシップによる景観づくり（2）

景観賞

目的：景観に対する市民意識の高揚

概要：H元から年1回4部門6区分で表彰

応募数延べ897件　　R3に「景観賞カード」を作成し周知を図る

表彰式にあわせて建築関係団体によるシンポジウムを開催

松本まちなかグリーンインフラアクションプラン

目的：緑・水・土等自然の持つ多様な機能を活用し、もっと心地よく出かけたくなるまち、災害に強いまちの実現と、魅力ある地域づくりを進める

概要：22のアクションに基づき、住民と行政が協働で取り組む

詳細：別紙概要版を参照

四季

END